

三木市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付要綱を次のように定める。

令和5年6月29日

三木市長 仲田一彦

三木市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の趣旨に基づき、地域猫活動を行う団体に対し、不妊手術又は去勢手術に要する費用を助成することにより、飼い主のいない猫の増加を抑制し、良好な生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域猫活動 地域の理解に基づき、市内に生息する飼い主のいない猫の不妊手術又は去勢手術の実施、生息状況の調査、給餌・給水、排せつ物の処理、周辺の清掃等を行い、飼い主のいない猫の増加を抑制する活動をいう。
- (2) 不妊手術 獣医師による雌猫の卵巣若しくは子宮又は卵巣及び子宮を摘出する処置（当該処置が行われたことを判別するため耳にV字型の切込みを施す処置（以下「判別処置」という。）を含む。）をいう。
- (3) 去勢手術 獣医師による雄猫の精巣を摘出する処置（判別処置を含む。）をいう。

(助成対象者)

第3条 この要綱による助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けることができるもの（以下「助成対象者」という。）は、市内で地域猫活動を行う団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 構成員が2人以上いること（同一世帯の者のみで構成されている場合を除く。）。
- (2) 政治的活動、宗教的活動又は営利活動を主たる目的とする団体でないこと。

- (3) 法令又は公序良俗に違反する活動を行う団体でないこと。
 - (4) 暴力団等（三木市暴力団排除条例（平成24年三木市条例第1号）第2条第1項に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）と関係する団体でないこと。
- （助成対象事業）

第4条 助成金の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 飼い主のいない猫に対し、不妊手術又は去勢手術を行うこと。
- (2) 不妊手術又は去勢手術を行った猫を室内で終生飼養すること。ただし、室内で終生飼養することができない場合であって、給餌、給水、排せつ物の処理その他猫の適正管理に必要な措置を講じ、かつ、地域猫活動を実施する地域の自治会その他地域住民（以下「自治会等」という。）の理解を得た場合は、この限りでない。
- (3) あらかじめ、地域猫活動を実施する対象となる自治会等に対して事業内容を説明し、事業の実施について理解を得ていること。
- (4) この助成金の申請をする日の属する年度内に完了する事業であること。
- (5) 事業の実施に伴い苦情、紛争等の問題が生じたときは、当該事業者の責任において対処すること。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、予算の範囲内において、不妊手術又は去勢手術に要した費用に相当する額とする。ただし、次の各号に掲げる手術の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 不妊手術 1匹につき10,000円
- (2) 去勢手術 1匹につき5,000円

（交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、助成金の交付を受けようとするときは、三木市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 構成員名簿
- (2) 活動区域を示す地図
- (3) 不妊手術又は去勢手術を予定している飼い主のいない猫の台帳（雌雄の別、毛色その他当該猫の特徴の記載及び写真が貼付されたもの）
- (4) 自治会等への説明に使用した資料
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、三木市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、当該交付決定に当たり、必要な条件を付すことができる。

(事業の変更)

第8条 前条の規定による助成金の交付決定（以下「交付決定」という。）を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、交付決定を受けた事業（以下「助成事業」という。）の内容を変更しようとするときは、三木市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、三木市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金変更交付決定通知書（様式第4号）により当該助成事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過する日又は交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、三木市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 領収書等支払の事実を証する書類
- (2) 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術処置証明書（様式第6号）
- (3) 手術前後の猫の写真（判別処置が確認できるもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を決定し、三木市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金額確定通知書（様式第7号）により当該助成事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により確定した助成金の額が交付決定の額と同額であるときは、前項の通知を省略することができる。

(助成金の請求)

第11条 助成事業者は、前条第1項の規定により助成金の額が確定したときは、市長に三木市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金請求書（様式第8号）を提出するものとする。

(助成金の取消し)

第12条 市長は、助成事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した助成金の返還を命ずることができる。

- (1) 助成金を助成事業以外の目的に使用したとき。
- (2) 虚偽、その他の不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) その他助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(加算金及び遅延利息)

第13条 助成事業者は、前条の規定により助成金の返還を命じられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 助成事業者は、前条第1項の規定により助成金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

三木市長 様

申請団体名 _____
 所在地又は _____
 代表者住所 _____
 代表者氏名 _____
 電話番号 _____

三木市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付申請書

三木市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金の交付を受けたいので、三木市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

また、この事業の実施に伴い苦情、紛争等の問題が生じたときは、自らの責任において対処します。

記

1 記入事項（下の項目をすべて記入してください）

団体構成員	人
活動区域	三木市 (活動区域を示す地図を添付すること)
手術を予定している猫の数	匹（不妊手術 匹 ・ 去勢手術 匹）
手術費用	円（予定額）
助成金交付申請額	円 【内訳】不妊手術： 匹 円 去勢手術： 匹 円
手術後の猫の飼育計画	(給餌・給水) (糞尿処理) (周辺清掃)

(裏面へ)

(裏面)

自治会等へ説明を実施した日	年 月 日
自治会等への説明の概要	(誰に、どのように説明したのかなどを記載してください)
自治会等への周知方法	(地域への周知方法を記載してください)

【添付書類】

- (1) 構成員名簿
- (2) 活動区域を示す地図
- (3) 不妊手術又は去勢手術を予定している飼い主のいない猫の台帳 (雌雄の別、毛色その他当該猫の特徴の記載及び写真が貼付されたもの)
- (4) 自治会等への説明に使用した資料
- (5) その他市長が必要と認める書類

様

三木市長

三木市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった三木市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金の交付につきまして、三木市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定の内容

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 交付決定 <input type="checkbox"/> 却下
手術を予定している猫の数	匹（不妊手術 匹・去勢手術 匹）
助成金交付決定額	円
却 下 理 由 (却下の場合のみ記入)	

2 その他

- (1) この補助金の対象となる事業（補助事業）及び内容は、年 月 日付による交付申請書（添付書類含む。）記載のとおりとする。
- (2) 交付の条件は、次のとおりとする。
 - ア 年 月 日までに事業を完了すること。

三木市長 様

申請団体名 _____
所在地又は
代表者住所 _____
代表者氏名 _____
電話番号 _____

三木市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号により助成金の交付決定を受けた三木市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金について、三木市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり変更を申請します。

記

1 記入事項（以下の項目をすべて記入してください）

交付決定額	円
変更交付申請額	円
差引増減額	円
変更の理由	<input type="checkbox"/> 手術を予定していた猫の変更・取消 <input type="checkbox"/> 不妊手術・去勢手術の種類の変更 <input type="checkbox"/> その他（ ） （ 詳細内容 ）

様

三木市長

三木市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった三木市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金の交付について、三木市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定の内容

手術を予定している 猫 の 数	匹 （ 不妊手術 匹 ・ 去勢手術 匹 ）
既 交 付 決 定 額	円
助成金変更交付決定額	円

2 その他

- (1) この補助金の対象となる事業及び内容は、年 月 日付けによる変更交付申請書記載のとおりとする。
- (2) 交付の条件は、次のとおりとする。
- ア 年 月 日までに完了すること。

三木市長 様

申請団体名 _____
所在地又は
代表者住所 _____
代表者氏名 _____
電話番号 _____

三木市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金実績報告書

年 月 日付け 第 号により助成金の交付決定を受けた三木市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金について、手術が完了したので、三木市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 報告事項（下の項目をすべて記入してください）

手術を実施した猫の数	匹（不妊手術 匹 ・ 去勢手術 匹）
手術費用	
助成金の交付決定額	

【添付書類】

- (1) 領収書等支払の事実を証する書類
- (2) 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術処置証明書（様式第6号）
- (3) 手術前後の猫の写真（耳カットが確認できるもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類

様

三木市長

三木市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった三木市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金の交付につきまして、三木市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

助成金交付確定額

円

三木市長 様

申請団体名 _____
所在地又は _____
代表者住所 _____
代表者氏名 _____
電話番号 _____

三木市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金請求書

三木市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付要綱第11条の規定により
下記のとおり三木市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金を請求します。

記

1 助成金請求額 円

2 振込先口座

金融機関名	銀行・信用金庫・ 信用組合・農協	支店・本店・ 支所・出張所
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 ※いずれかの□に✓	口座番号
(フリガナ)		
口座名義人		

口座名義人が申請者と異なる場合は、三木市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金の受領を口座名義人に委任します。

※助成金の受領を口座名義人に委任する場合は□に✓を記入してください。

【添付書類】

助成金の振込先金融機関の通帳の写し

(金融機関名、支店名、口座番号、名義人が分かるページ)